

第34回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日において当社役員が有する新株予約権

(2023年2月末日現在)

新株予約権の名称		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2017年11月15日	2020年11月19日
新株予約権の数		542個	114,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式65,040株 (新株予約権1個につき120株)	普通株式114,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個当たり990円	新株予約権 1個当たり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権 1個当たり66,720円 (1株当たり556円)	新株予約権 1個当たり1,392円 (1株当たり1,392円)
権利行使期間		2020年6月1日～ 2027年11月15日	2024年3月1日～ 2030年2月28日
行使の条件		(注) 2、3	(注) 4
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権数 54個 目的となる株式数6,480株 保有者数 2人	新株予約権数60,000個 目的となる株式数60,000株 保有者数 5人
	社外取締役	新株予約権数 60個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 1人	新株予約権数6,000個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1人
	監査役 (注) 5	新株予約権数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

- (注) 1. 株式分割の都度、新株予約権の目的となる株式の数、及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。
2. 権利行使時に、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するとする旨の行使条件を定めております。
3. ①2019年2月期または2020年2月期のいずれかの事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載されている監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）における営業利益の額が、(a) 360百万円を超過した場合には割り当てられた新株予約権のうち30%の割合を、(b) 400百万円を超過した場合に割り当てられた新株予約権のうち100%を、新株予約権者は権利行使することができる旨の行使条件を定めていたところ、(a) で確定しております。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する旨の行使条件を定めております。
4. 下記①②の行使条件を定めております。
- ①本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ②本新株予約権者は、2024年2月期の事業年度における当社決算書上の連結損益計算書における営業利益が12.8億円に達しなかったときは、本新株予約権を行使することができない。
5. 監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条及び会社法施行規則第100条に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議し、2016年3月7日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止します。

「取締役会規程」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

監査役は監査方針及び監査計画のもと、取締役会をはじめとした重要会議への出席、取締役並びに事業責任者等との意見交換及び各部門の業務報告聴取・意見交換等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は株主総会、取締役会及び会議規程において定めた重要会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報及び決定事項等は所管部門で作成し、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を中心とした、当社のリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議においても、取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的に行われております。加えて、内部監査及び内部通報制度である「コンプライアンス相談窓口」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危険の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主に次の経営管理項目において、取締役の職務の執行について効率化を図っています。

- ・職務権限規程において定めた、意思決定・承認ルールの策定を行い実施するとともに、都度見直しを図っている。
- ・取締役及び事業責任者を構成員とする経営会議を実施し、職務執行における重要事項に関する報告、協議を行っている。

- ・ 予算管理規程に基づく中長期計画を策定し、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理を実施している。
- ・ 経営会議及び取締役会による月次及び四半期業績の報告とともに、改善策の協議、実施を行っている。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の管理部門は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、監査役及び内部監査部門が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑦子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、重要事項について適切に報告を受けるとともに、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させております。

⑧子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告することとしております。

当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査の上、取締役会及び監査役会にこれを報告します。

⑨子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督することとしております。

当社は、子会社における意思決定について、取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行っております。

⑩子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定める。
- ・子会社は、グループコンプライアンス基本方針に従い、自らコンプライアンスを推進する。
- ・重要な子会社は、コンプライアンスの状況について、定期的または必要に応じて、当社に報告する。

⑪監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、専任の使用人を置くことを基本方針とし、必要な人数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

なお、専任者の設置が困難な場合は、少なくとも内部監査室等の兼任者を1名以上配置する。

⑫使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その依頼に対し、取締役その他の者からの指揮命令を受けないものとする。

また、当該使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の事前の同意を要するものとする。

⑬監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ・補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- ・取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ・補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

⑭取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ・当社及び子会社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- ・コンプライアンス体制に関する事項及びホットライン利用状況・内容
- ・内部統制システムの整備状況
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

- ・法令・定款違反事項
- ・内部監査部門による内部監査結果
- ・その他監査役が業務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑮子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款並びに規程に定められた事項のほか、当社及び子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社及び子会社の監査役に報告するとともに当社の子会社担当部門に報告する。

⑯報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ・監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑰監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これに応じるものとする。

⑱その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会その他、経営会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べるものとする。
- ・監査役が、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
- ・内部監査部門は、監査役と定期的な内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
- ・監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。

⑲財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑳反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

当社は、従業員に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員の相談・通報体制を設けており、従業員に不利益が生じないよう社内だけでなく、社外にも相談窓口を設置しているほか、取締役に対する相談は監査役への相談窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

②リスク管理に対する取組み

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しております。なお、非開催月にはリスク及びコンプライアンスに係るモニタリング結果を取締役会に報告しております。また、各拠点・部署にリスク・コンプライアンス担当者を設置し、各拠点・部署におけるリスクの報告及びリスク管理の教育体制向上に努めております。

報告されたリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会へ当該リスク管理状況が報告され、特に重要なリスクに関しては、リスク・コンプライアンス委員会において検討される体制となっております。

③監査役監査の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会の前に監査役会を開催し、その結果を踏まえ代表取締役と監査内容についての意見交換を実施しております。また、監査役は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。

④内部監査の実施状況について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 3月 1日)
(至 2023年 2月 28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	608,264	654,405	1,633,321	△ 178,749	2,717,241
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	608,264	654,405	1,633,321	△ 178,749	2,717,241
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,568	15,568			31,136
剰 余 金 の 配 当			△ 173,573		△ 173,573
親会社株主に帰属する当期純利益			911,882		911,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	15,568	15,568	738,309	-	769,445
当 期 末 残 高	623,832	669,973	2,371,631	△ 178,749	3,486,687

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,012	74	2,086	7,265	12,251	2,738,844
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,012	74	2,086	7,265	12,251	2,738,844
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						31,136
剰 余 金 の 配 当						△ 173,573
親会社株主に帰属する当期純利益						911,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	739	5,987	6,726	55,893	△ 9,677	52,942
当 期 変 動 額 合 計	739	5,987	6,726	55,893	△ 9,677	822,388
当 期 末 残 高	2,751	6,061	8,813	63,158	2,573	3,561,232

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

株式会社アレクソン

株式会社オフィスアルファ

株式会社Club One Systems

株式会社N o. 1 デジタルソリューション

株式会社N o. 1 パートナー

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社の非連結子会社であった株式会社ウェルボは、2023年2月1日を効力発生日として、株式会社アレクソンを存続会社とする吸収合併を行ったため、消滅いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社セゾンビジネスサポート

(持分法を適用しない理由)

会社の規模が小規模であり、連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

原価法

関連会社株式

持分法非適用関連会社 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

先入先出法

ただし、一部個別法

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

原材料は先入先出法、貯蔵品は最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～35年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に

(リース資産を除く)

基づく定額法

のれんについては、投資効果の発現する期間に渡る定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度末負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充当するため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

一部の連結子会社の製品に係る販売後の保証費用の支出に備えるため、過去の売上に係る補修費の実績を基準にして計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、情報セキュリティ機器の企画開発・製造・販売及び保守、情報通信機器・OA関連商品の販売及び保守を主な事業としており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売については、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時において履行義務が充足されるため、検収時に収益を認識しております。

保守又はその他の役務提供については、顧客との契約に基づき役務を提供する履行義務を負っております。顧客との契約期間に渡り当該期間の経過に応じて履行義務が充足される取引については、履行義務の進捗に応じて収益を認識し、顧客の役務提供に対する検収時に履行義務が充足される取引については、検収時に収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払を受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の内部規程に基づき決裁手続を経て実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用している金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。代理店に対するレポート等の顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。顧客に対し商品の販売後にアフターサービスを提供する義務を含む取引については、従来商品の顧客による検収時に一括して収益を認識するとともに、アフターサービス費用の支出に備えるためアフターサービス引当金を計上しておりましたが、当該アフターサービスを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。なお、当該履行義務については、アフターサービス提供期間にわたり、時の経過に応じて充足されると判断して取引価格を配分することとし、当該期間にわたり均等に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が1,146,742千円、売上原価が1,021,009千円、販売費及び一般管理費が136,318千円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であり、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

1 株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」、「固定負債」に表示していた「アフターサービス引当金」は契約負債として計上するとともに、「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外収益の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は40,183千円です。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、会計上の見積りに際しては、翌連結会計年度内には当該影響は軽微なものとなると仮定しております。

当社グループは、当該仮定に基づく会計上の見積りは、当連結会計年度末時点における最善の見積りであると判断しておりますが、想定以上に当該影響が長期化あるいは拡大した場合には、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(企業結合に係る条件付取得対価の会計処理)

条件付取得対価は、2020年7月31日に行われた株式会社アレクソンの取得において、株式譲渡契約に基づき、取得後一定の事象が発生することに伴い支払う契約となっていました。当連結会計年度において、取得対価の追加支払が確実となったため、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識しています。なお、追加的に認識するのれんは、企業結合時点で認識されたものと仮定して計算しています。

1.追加的に認識した取得原価	66,390千円
2.追加的に認識したのれんの金額、のれん償却額、償却方法及び償却期間	
追加的に認識したのれんの金額	66,390千円
のれん償却額	19,671千円
償却期間及び償却方法	9年間にわたる均等償却

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

	当連結会計年度末 (2023年2月28日)
現金及び預金 (注)	131,000千円
建物	85,640千円
土地	227,700千円

(2) 対応する債務

	当連結会計年度末 (2023年2月28日)
買掛金	168,355千円
一年内償還予定の社債	14,000千円
一年内返済予定の長期借入金	4,056千円
社債	21,000千円
長期借入金	11,212千円

(注) 定期預金について、取引保証金の代用として質権を設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,094,677千円
3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高
- 受取手形 19,339千円
 - 売掛金 1,930,113千円
 - 契約資産 2,974千円
4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 21,822千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,871,520株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 193,410株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	104,756	16.0	2022年 2月28日	2022年 5月30日
2022年10月14日 臨時取締役会	普通株式	68,816	10.5	2022年 8月31日	2022年 11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	普通株式	143,579	利益剰余金	21.5	2023年 2月28日	2023年 5月31日

4. 当連結会計年度の末日における発行済新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数
普通株式 208,560株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当責任者へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行い、機動的に対応できる体制としております。

長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的にモニタリングを行い管理しております。

敷金及び保証金については、主に業務上の関係を有する企業に対する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金については、流動性リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、運転資金と株式取得資金として調達したものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化によるヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	33,784	33,173	△611
(2) 長期貸付金(※2)	4,558		
貸倒引当金	△4,558		
	—	—	—
(3) 敷金及び保証金(※3)	252,184	245,229	△6,955
資 産 計	285,969	278,402	△7,567
(4) 社 債(※4)	85,000	85,052	52
(5) 長期借入金(※5)	1,376,701	1,382,384	5,683
負 債 計	1,461,701	1,467,436	5,735

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金は1年以内回収予定の金額を含めております。

(※3) 敷金及び保証金の連結貸借対照表計上額と、連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額との差額は、敷金及び保証金の回収が見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(※4) 社債は1年以内償還予定の金額を含めております。

(※5) 長期借入金は1年以内返済予定の金額を含めております。

(※6) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	2023年2月28日
非上場株式等	33,200

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,450,955	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,949,452	—	—	—
電子記録債権	111,752	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	—	12,000	—
合 計	4,512,160	—	12,000	—

※1 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない4,558千円は含めておりません。

※2 資金及び保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(注2) 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	24,000	24,000	17,000	10,000	10,000	—
長期借入金	331,390	326,140	300,646	234,220	107,086	77,219
合 計	355,390	350,140	317,646	244,200	117,086	77,219

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,571	—	—	2,571
投資信託	19,212	—	—	19,212
資産計	21,784	—	—	21,784

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	11,388	—	11,388
敷金及び保証金		245,229		245,229
資産計	—	256,618	—	256,618
社債	—	85,052	—	85,052
長期借入金	—	1,382,384	—	1,382,384
負債計	—	1,467,436	—	1,467,436

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社の保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。投資信託は、取引金融機関から提示された価格をもって時価としており、その時価をレベル2に分類しております。

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを償還までの期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。いずれもその時価をレベル2に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
自社企画商品及びOA関連商品	10,469,811
情報通信端末	84,546
経営支援サービス	520,720
システムサポート	2,021,077
オフィス通販	46,315
顧客との契約から生じる収益	13,142,471
その他の収益	165,921
外部顧客への売上高	13,308,392

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	当期首残高	当期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,383,984	2,061,205
契約資産	—	2,974
契約負債	31,809	21,822

②残存履行義務に配分した取引価格

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

	当連結会計年度 (自 2022年3月1日) (至 2023年2月28日)
1 株当たり純資産額	523.43円
1 株当たり当期純利益	138.68円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等に関する注記

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ハイパー (以下、ハイパー社)

(2) 分離した事業の内容

オフィス用品通販事業 (以下、アスクル代理店事業)

(3) 事業分離を行った理由

当社は、「日本の会社を元気にする一番の力へ。」を経営理念に掲げ、情報セキュリティ商品販売事業、OA 機器関連商品販売事業、経営支援サービス事業、アスクル代理店事業などを中心に、中小企業へのソリューション営業に特化してまいりました。一方で、2020年には、情報通信機器の企画開発・製造・販売等を行う、株式会社アレクソンを完全子会社化し、卸売業からより収益性の高い製造卸売業へとビジネスモデルを変革してまいりました。また、同年に、サブスクリプションモデルのコンサルティングサービスとして「No.1 ビジネスサポート」の提供を開始し、ビジネスコンサルタントの増員を行ないつつ、サービスラインナップの追加に注力することで、安定収益の増加に取り組んでまいりました。このような中、かねてより当社と取引があったハイパー社と慎重に検討を重ねた結果、長年にわたりアスクル代理店事業を展開している同社にアスクル代理店事業を譲渡し、当社においては、新中期経営計画の達成や中長期的な企業価値向上に向けたより重要な事業へ、経営資源を集中することが適切と判断いたしました。

(4) 事業分離日

2022年8月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 300,000千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当該事業譲渡において移転した資産及び負債はありません。

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、会計処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	<u>累計期間</u>
売上高	46,315千円
営業利益	14,632千円

株主資本等変動計算書

(自 2022年 3月 1日)
(至 2023年 2月 28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	608,264	529,377	124,556	653,933	63	1,415,650	1,415,713	△ 178,749	2,499,161
会計方針の変更による累積的影響額									-
会計方針の変更を反映した当期首残高	608,264	529,377	124,556	653,933	63	1,415,650	1,415,713	△ 178,749	2,499,161
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	15,568	15,568		15,568					31,136
剰余金の配当						△ 173,573	△ 173,573		△ 173,573
当期純利益						582,193	582,193		582,193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	15,568	15,568	-	15,568	-	408,619	408,619	-	439,756
当期末残高	623,832	544,945	124,556	669,502	63	1,824,270	1,824,333	△ 178,749	2,938,918

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	1,548	1,548	7,265	2,507,975
会計方針の変更による累積的影響額				-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,548	1,548	7,265	2,507,975
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				31,136
剰余金の配当				△ 173,573
当期純利益				582,193
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	652	652	55,893	56,546
当期変動額合計	652	652	55,893	496,302
当期末残高	2,201	2,201	63,158	3,004,278

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

原価法

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

先入先出法

ただし、一部個別法

仕掛品

個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間

(リース資産を除く)

(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充当するため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、情報セキュリティ機器の企画開発・製造・販売及び保守、情報通信機器・OA関連商品の販売及び保守を主な事業としており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

商品又は製品の販売については、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は顧客の検収時において履行義務が充足されるため、検収時に収益を認識しております。

保守又はその他の役務提供については、顧客との契約に基づき役務を提供する履行義務を負っております。顧客との契約期間に渡り当該期間の経過に応じて履行義務が充足される取引については、履行義務の進捗に応じて収益を認識し、顧客の役務提供に対する検収時に履行義務が充足される取引については、検収時に収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払を受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。取引の開始に当たっては、所定の内部規程に基づき決裁手続を経て実施しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用している金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。代理店に対するリベート等の顧客に支払われる対価については、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。顧客に対し商品の販売後にアフターサービスを提供する義務を含む取引については、従来商品の顧客による検収時に一括して収益を認識するとともに、アフターサービス費用の支出に備えるためアフターサービス引当金を計上しておりましたが、当該アフターサービスを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。なお、当該履行義務については、アフターサービス提供期間にわたり、時の経過に応じて充足されると判断して取引価格を配分することとし、当該期間にわたり均等に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,472,639千円、売上原価が1,373,928千円、販売費及び一般管理費が105,238千円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であり、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」、「固定負債」に表示していた「アフターサービス引当金」は契約負債として計上するとともに、「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「経営指導料」は、金額の重要性が増したため当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれていた「経営指導料」は12,000千円です。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、会計上の見積りに際しては、翌事業年度内には当該影響は軽微なものとなると仮定しております。

当社は、当該仮定に基づく会計上の見積りは、当事業年度末時点における最善の見積りであると判断しておりますが、想定以上に当該影響が長期化あるいは拡大した場合には、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

	当事業年度末 (2023年2月28日)
現金及び預金 (注)	131,000千円

(2) 対応する債務

	当事業年度末 (2023年2月28日)
買掛金	168,355千円

(注) 定期預金について、取引保証金の代用として質権を設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 347,711千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	当事業年度末 (2023年2月28日)
短期金銭債権	94,310千円
短期金銭債務	211,748千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	184,135千円
営業費用	1,312,667千円
営業取引以外の取引高	13,854千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 193,410株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度末 (2023年2月28日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	4,820千円
未払事業税	14,211千円
退職給付引当金	29,763千円
投資有価証券評価損	8,420千円
未払賞与	34,890千円
その他	92,837千円
繰延税金資産小計	184,942千円
評価性引当額	△31,935千円
繰延税金資産合計	153,006千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,079千円
その他有価証券評価差額金	971千円
繰延税金負債合計	2,050千円
繰延税金資産純額	150,955千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は業職	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)アレクソン	大阪府 大阪市	101	情報通信機器の企画開発・製造・販売	(所有)直接100.0%	当社商品の仕入先	セキュリティ商品の仕入(注2)	630,448	買掛金	120,783
	(株)No.1デジタルソリューション	東京都 千代田区	19	インターネット関連システム及びアプリの開発事業	(所有)直接100.0%	当社商品の受託先、資金の貸付	資金の貸付(注3)	20,000	-	-
							資金の回収	100,000		
利息の受領(注3)	1,175									

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、交渉の上で決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

	当 事 業 年 度 (自 2022年 3 月 1 日) (至 2023年 2 月 28 日)
1株当たり純資産額	440.41円
1株当たり当期純利益	88.54円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等に関する注記

連結注記表の「(その他の注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。